

## 第6章 実施体制

## 6-1 実施体制

空家等の発生抑制と空家等対策について、庁内関係部局や大阪府などと連携し、民間団体や地域住民と協力しながら実施していきます。

表 6-1 吹田市空家等対策協議会の概要

根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条
	吹田市空家等対策協議会設置要領 (平成31年(2019年)4月1日制定)
	吹田市空家等対策協議会会則
協議事項	空家等対策計画の作成及び変更に関する事項
	空家等の適切な管理に関する事項
	特定空家等の措置に関する事項
	その他空家等対策計画の実施に関し必要とする事項
組 織	①市長 ②市民(民生・児童委員) ③学識経験者(大学教授、弁護士、建築士、宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士) ④その他市長が必要と認める者 注：②～④で10名以内
任 期	2年間(再任可)

表 6-2 空家等対策会議の概要

根拠法令等	空家等対策会議設置要領 (平成28年(2016年)6月1日制定) (平成31年(2019年)4月1日改正)
審議事項	特定空家等の判断に関する事項
	特定空家等に対する是正措置に関する事項
	その他空家法に関し必要な取組に関する事項
構 成	市長、副市長、危機管理監、総務部長、税務部長、福祉部長、環境部長、都市計画部長、土木部長、消防長
任 期	なし

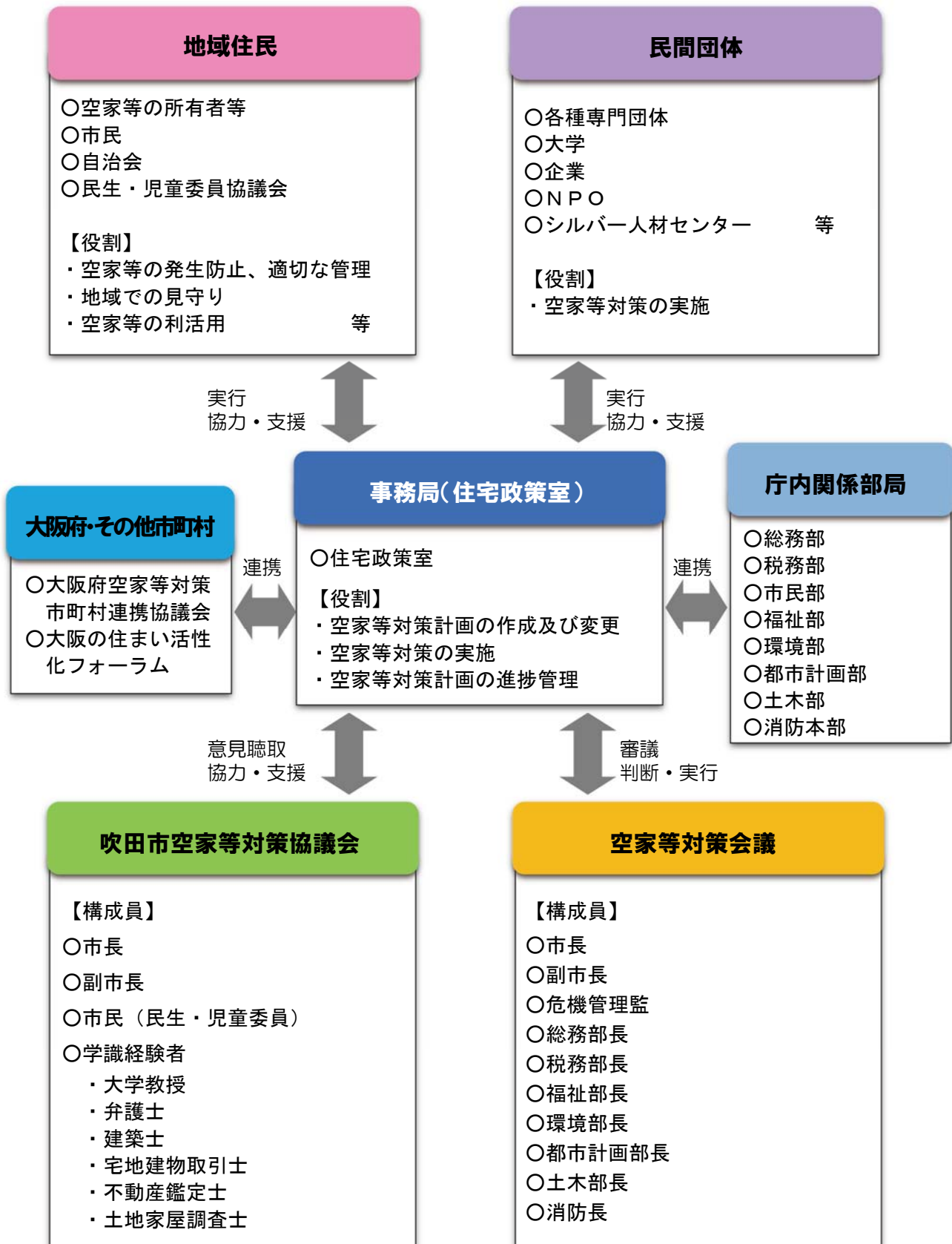


図 6-1 空家等対策計画の実施体制

6-2 空家等に関する庁内連携体制

吹田市空家等実態調査や市民からの情報提供などにより把握した空家等について、住宅政策室が窓口となり、庁内関係部局と連携・協力し、様々な空家等の問題に的確かつ迅速に対応できるよう、庁内連携体制を確立していきます。

表 6-3 空家等に関する庁内関係部局

部局名	室課名	内容	
総務部	危機管理室	防災・防犯対策等に関すること	
	法制室	法律関係などに関すること	
	広報課	広報、啓発等に関すること	
税務部	資産税課	所有者等の情報提供に関すること 勧告した特定空家等の固定資産税等の住宅用地特例の解除に関すること	
	納税課	代執行費用の徴収に係る連携に関すること	
市民部	市民課	所有者等の情報提供に関すること	
福祉部	福祉総務課	空家等の利活用及び情報提供に関すること	
	高齢福祉室	福祉施設利用者の情報提供に関すること	
環境部	環境政策室	生活環境の保全などに関すること	
	地域環境課	空地などの対策に関すること	
都市計画部	都市計画室	特定空家等の景観に関すること	
	開発審査室	危険建築物などに関すること	
	住宅政策室		空家法に関すること
			空家等の適切な管理に関すること
			空家等のデータベースの整備に関すること
			庁内関係部局との連絡・調整に関すること
	空家等対策会議及び吹田市空家等対策協議会に関すること		
土木部	道路室	道路管理などに関すること	
消防本部		火災予防などに関すること	

### 6-3 大阪府やその他市町村との連携体制

#### (1) 大阪府空家等対策市町村連携協議会

大阪府及び府内43市町村で組織する本協議会を通じて連携し、空家等対策に関する情報共有や職員の技術向上に努めます。

#### (2) 大阪の住まい活性化フォーラム

中古住宅流通やリフォーム、リノベーションに関わる民間団体・事業者、公的団体と本フォーラムを通じて連携し、中古住宅の魅力化や市場の環境整備など、中古住宅流通やリフォーム市場の活性化を図ります。

### 6-4 計画の目標

空家等対策の基本方針と推進施策を踏まえ、空家等対策を計画的・効果的に推進し、その達成状況を測定するために、成果目標として次のとおり目標を設定します。

計画期間内の5年間で、吹田市空家等実態調査で判定した危険度の高いDランクの空家等（122件）の解消を目指します。

6-5 計画の進行管理

本計画で示す施策については、市内における空家等の件数及び管理状況などを総合的に把握・分析することにより、取組の改善や成果の向上を図ります。

年に1回、空家等対策会議において、進捗状況の点検・評価を行い、評価結果を踏まえ、施策の改善・見直しを図ります。

また、必要に応じて吹田市空家等対策協議会で、取組状況を報告し、施策の改善・見直し案等について、意見などの聴取を行います。

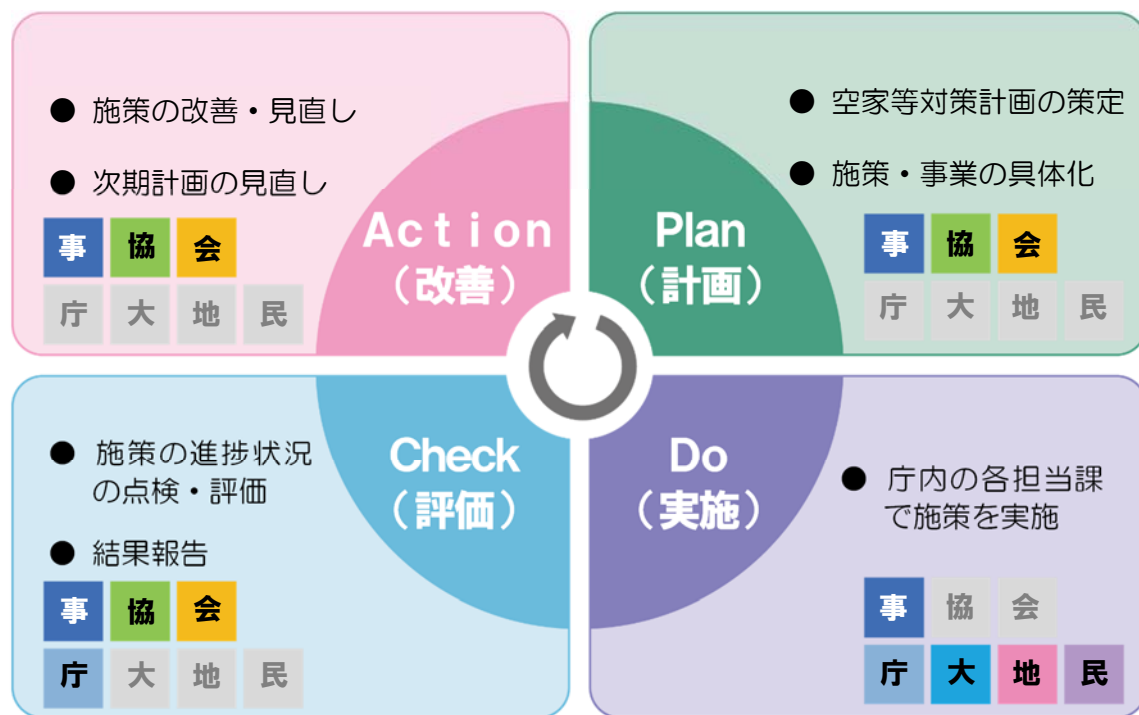


図 6-2 PDCAサイクル\*による進行管理

◇関係する組織・主体

<b>事</b> 事務局（住宅政策室）	<b>協</b> 吹田市空家等対策協議会	<b>会</b> 空家等対策会議
<b>庁</b> 庁内関係部局	<b>大</b> 大阪府・その他市町村	<b>地</b> 地域住民
<b>民</b> 民間団体		